

教育予算の拡充と教職員配置の更なる充実を求める意見書

教育の機会均等と義務教育無償制度の原則は、憲法第26条で定められており、全ての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責務である。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、地方自治体において教育予算を確保することは大変困難となっている。また、地方財政が逼迫しているなか、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきている。

地方自治体ごとの財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならず、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質の教育が受けられるよう、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要がある。

また、少人数教育など子どもたち一人ひとりの課題に応じたきめ細かな指導は、保護者・地域住民・教職員の願いであり、教職員配置のさらなる充実が必要不可欠である。

よって、国においては、義務教育国庫負担制度を拡大し、教育予算の一層の充実を図るよう下記事項について強く要望する。

記

- 1 第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に実現し、今日的な教育課題に対応する教職員配置を実施すること。
- 2 学校施設整備費、就学援助・奨学金、教材費、図書費など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
- 3 平成21年度から小・中学校の新学習指導要領の移行措置に入り、教材費に対する国の補助が必要となるが、逼迫した地方財政を鑑み、補助を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣